

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院外国人研究者規程

〔平成21年 3月31日〕
規則 第89号

改正 平成27年 9月30日大学院総合国際学研究院規則第9号

(趣旨)

第1条 東京外国語大学大学院総合国際学研究院（以下「研究院」という。）において外国人研究者を受け入れる場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 外国人研究者とは、学術の進展に寄与するため研究院において共同して研究に従事する研究者であって、外国の大学又は学術研究機関の教授、准教授、講師又は助教若しくはこれに相当する研究業績を有すると認められた者をいう。

(申請)

第3条 外国人研究者を受入れようとする研究代表者（研究院の教授、准教授、講師、助教をいう。）は、少なくとも受入予定の3か月前までに所定の書式により研究長にその受入れを申請しなければならない。

(承認)

第4条 研究院長は、前条の申請があった場合には、教授会の議を経て所定の書式により受入を承認する。

(期間)

第5条 外国人研究者の受入期間は、原則として1か月以上1年以内とする。

2 前項の期間は、研究の継続が必要と認められるときは、これを更新することができる。この場合において、更新に係る手続については、前2条の規定を準用する。ただし、受入期間は、通算して3年を超えることはできない。

(名称の付与)

第6条 研究院長は、外国人研究者のうち、次の各号に該当する者について、教授会の議を経て、東京外国語大学招へい教授の名称の付与申請を、学長に行うことができる。

(1) 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者

(2) 受入期間が引き続き3か月以上の者

2 学長は、前項の申請により、適当と認める者に対し、名称を付与することができる。

(研究)

第7条 外国人研究者は、あらかじめ提出した研究計画に従い研究する。

(施設等の使用)

第8条 外国人研究者は、本学の教育研究に支障のない範囲で、自己の研究に必要な諸施設・設備を使用することができる。

(給与等)

第9条 外国人研究者には給与は、支給しない。

2 渡航費・滞在費等の諸経費は、自己負担を原則とする。

(規則等の遵守)

第10条 外国人研究者は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入承認の取消)

第11条 研究院長は、外国人研究者として不適当と認めるときは、受入を取り消すことができる。その場合の手続は、第4条を準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、外国人研究者に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学外国語学部外国人研究者規程(昭和61年10月22日制定)は廃止する。
- 3 この規程の施行日前に受け入れた外国人研究者は改正後の規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年9月30日から施行する。